

(2026年3月12日発表)

## 職員の懲戒処分の発令について

本日、以下のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

### 【処分年月日】

2026年3月12日

### 【被処分者、処分内容及び処件事由】

被処分者:保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課 主事 橋本 篤輝(28歳) 男性

内 容:免職

事 由:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行)

### 【事案の概要】

被処分者は、次に掲げる行為を行いました。

なお、次に掲げる行為のうち、(2)及び(3)については、(1)を端緒とする捜査機関による捜査の過程で発覚したものです。

#### (1)店舗内での性的姿態等撮影(盗撮)

2025年8月5日午後1時頃、東京都内の店舗内の階段にて、女性のスカートの中をスマートフォンのカメラ機能を用いて動画撮影しました。

#### (2)住居侵入及び不同意性交

正当な理由なく、住居に侵入し、住人女性に不同意性交を行いました。

#### (3)過去の盗撮行為

過去、回数は不明ですが、大学生の頃から階段やエスカレーターで盗撮行為を行っていました。

※ 被害者の保護の観点から、事案詳細の公表は差し控えさせていただきます。

### 【総務局長コメント】

今回、職員がこのような行為を行い、市民の行政に対する信頼を損ねたことに対して、深くお詫び申し上げます。

市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう、職員に対しては、なお一層の綱紀粛正を図ってまいります。

2026年3月12日

総務局長 大村 明弘

### 【問い合わせ先】

総務局 人事課(静岡庁舎9階)、担当:飯沼 電話:054-221-1009